

指定管理特別養護老人ホームの移管先予定者（貸付）の選定結果 について

1 対象施設の概要

- (1) 特別養護老人ホームひらまの里
所在地：中原区上平間611番地1
移管業務：特別養護老人ホーム 84床
短期入所生活介護 16床
居宅介護支援
通所介護
地域包括支援センター 他
- (2) 特別養護老人ホーム多摩川の里
所在地：多摩区中野島6丁目13番5号
移管業務：特別養護老人ホーム 84床
短期入所生活介護 16床
居宅介護支援
通所介護
地域包括支援センター 他

2 移管先予定者の概要

- (1) 特別養護老人ホームひらまの里
名称：社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
所在地：高津区久地3丁目13番1号
主な業務内容：社会福祉事業
- (2) 特別養護老人ホーム多摩川の里
名称：社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
所在地：高津区久地3丁目13番1号
主な業務内容：社会福祉事業

3 選定の経緯

- 令和2年 2月 募集開始
令和2年 5月 募集締切
令和2年 7月 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会にて移管先予定者の調査審議を行った。

4 応募状況

- (1) 特別養護老人ホームひらまの里
応募法人：1法人
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 理事長 成田 哲夫
- (2) 特別養護老人ホーム多摩川の里
応募法人：1法人
社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 理事長 成田 哲夫

5 川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会委員

- ・ 峯尾 武巳 (特定非営利活動法人介護の会まつなみ 副理事長)
- ・ 中山 珠美 (川崎市介護支援専門員連絡会 役員)
- ・ 鈴木 恵子 (NPO法人すずの会 代表)
- ・ 堀越 ひろみ (長寿社会文化協会第三者評価事業部 調査評価員)
- ・ 山崎 愛子 (山崎公認会計士事務所 公認会計士)

6 選定理由

川崎市健康福祉関係施設整備事業者選定委員会において、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団は、選定の条件である基準点を超え、審議の結果、移管先運営法人にふさわしいと判断されたため。

7 審査結果 2法人 (書類審査と面接審査の合計点における基準点 810点)

| | 評価項目 | 特養:ひらまの里 | 特養:多摩川の里 |
|---------------------------------------|--|--------------|--------------|
| | | 社)川崎市社会福祉事業団 | 社)川崎市社会福祉事業団 |
| 書類審査 | 基本方針が適切であること | 3 6 | 3 6 |
| | 事業計画が適切であること | 6 7 | 6 7 |
| | 健康管理・衛生管理について、十分な配慮がなされていること | 3 2 | 3 2 |
| | 危機管理・安全管理が適切であること | 3 0 | 3 1 |
| | 平等利用の確保について、十分な配慮がなされていること | 1 6 | 1 7 |
| | 利用者意見の反映が適切であること | 3 2 | 3 3 |
| | 上乘せ提案の内容が効果的であること | 3 2 | 3 2 |
| | 収支計画が適切であること | 5 9 | 5 9 |
| | 経費削減策が適切であること | 3 0 | 3 0 |
| | 業務改善に向けた取組が適切であること | 1 6 | 1 6 |
| | 職員体制等の考え方が適切であること | 1 0 4 | 9 8 |
| | 団体の運営状況が安定していること | 7 3 | 7 1 |
| | 事業実績が適切であること | 1 7 | 1 8 |
| | 情報公開が十分になされていること | 1 7 | 1 7 |
| | 個人情報保護について、十分な認識を持っていること | 1 6 | 1 7 |
| | コンプライアンスについて、十分な認識を持っていること | 1 6 | 1 6 |
| | 引き継ぎ方法等が適切であること | 3 2 | 3 0 |
| | 地域における公共的な施設としての取組が適切であること | 3 6 | 3 6 |
| 現在の指定管理者の実績があること (当該施設の指定管理者である場合に適用) | 7 5 | 7 5 | |
| 面接審査 | 応募の動機が認められること | 1 7 | 1 8 |
| | 積極的な姿勢や意欲が感じられること | 1 8 | 1 9 |
| | 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うことが感じられること | 5 1 | 5 1 |
| | 職場環境向上の取組が適切であること | 1 7 | 1 7 |
| | 地域住民や福祉人材等との連携 (地域還元を含む) に対する考え方が適正であること | 5 5 | 5 5 |
| | 提出書類から得られた内容を踏まえ、面接審査での確な提案を行っていること | 1 8 | 1 6 |
| 得 点 合 計 | | 9 1 2 | 9 0 7 |

移管先運営法人の決定は、書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、各委員の得点合計 (5名が満点の場合、合計 1350 点) が、満点の 60%に満たない場合は、失格とする。

(事務担当：健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL044-200-0454)